

「シンガポール：2008年度予算案」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

シンガポールのターマン・シャンムガラトナム財務相は、2月15日、2008年度予算案を発表した。

個人に対しては、個人所得税の20%還付、相続税の即日廃止、成人シンガポール人を対象に合計S\$8億6,500万を分配、低所得者の大学進学のための奨学金の拡充等を実施する。注目されていた法人税率、個人所得税率の引き下げは見送られた。

また、インフレ対策として、為替レートの調整、食糧輸入先の多様化、住宅所有者数の増加のための補助金交付、低所得者に対する支援等を掲げている。

企業向けには研究・開発投資（R&D）の促進、研究・開発型企業の起業支援、イスラム金融や保険仲介、船舶ファイナンスの振興策を打ち出した。

逼迫するオフィス・スペースについては、当面は政府機関の郊外への移動により、民間企業にスペースを提供することで対応する。

高騰する建築コストに対しても、既に発表されているS\$20億規模の政府プロジェクトの延期に加え、更にS\$10億のプロジェクト延期を打ち出した。延期される計画は、急を要しないものに限られる。

2008年度の予算ではGDP成長率は4%～6%、製造業への投資を2007年度並みのS\$160億を見込んでいる。

本稿では、予算案のうち企業の投資に関係する政策について、焦点を当てる。なお、予算案の詳細が記載されている「Budget Statement 2008」は次のサイトをご参照願いたい。

http://www.singaporebudget.gov.sg/speech_toc/downloads/index.html

1. 研究・開発（R&D）投資促進政策

R&D投資に対する優遇措置として、以下の3点が発表された。

- (1) 既存の優遇措置である「研究・開発費の100%を課税所得から控除できる制度」を拡充さ

せ、「150%まで控除できる」ようにする。更に、現在の事業に関連しない研究・開発費についても、シンガポール内における自らの研究・開発活動、または、シンガポール内の研究・開発機関に委託したものであれば、賦課年度2009年からは、経費控除されることとなった（賦課年度2009年～2013年まで）。

（詳細は「Budget Statement 2008」P48、P49をご参照）

- (2) 賦課年度2009年～2013年の間、年度課税所得のうちS\$300,000を上限として、その金額の50%を次年度以降3年間、課税所得より控除（最大S\$150,000）できる。

（詳細は「Budget Statement 2008」P49、P50をご参照）

- (3) 研究・開発型企業の起業促進政策（R&D Incentive for Start-up Enterprises 以下 RISE）を打ち出す。賦課年度2009年～2013年の間に操業開始3年を迎える企業のうち、一定の要件を満たす場合、現金を支給し当該企業のキャッシュフローを支援する。本制度の適用には、研究開発費用を最低S\$150,000支出した企業などが該当する。S\$225,000までの損失を上限に、最大S\$20,250の現金給付が行われる。また、本制度は選択制であり、現金給付を受けた場合、その金額は繰越欠損金から差し引かれる。

（詳細は「Budget Statement 2008」P51、P52をご参照）

2. 金融事業に関する税制優遇政策

- (1) 2008年12月31日に期限を迎えるFSI（Financial Sector Incentive）の延長（2009年1月1日～2013年12月31日まで）。加えて、FSIスキームに融資関連、資産運用、その他投資アドバイザー業務に関わるイスラム金融が追加され、当該金融業務から得られる収入に対しては、2008年4月1日～2013年3月31日の間、軽減税率5%が適用される。また、FSIスキームの適用を受けることができる業務が拡大される。

（詳細は「Budget Statement 2008」P59、P60をご参照）

- (2) 一定の保険会社（船体損害賠償保険、海上保険、キャプティブ保険を除く）のオフショアのイスラム保険（takaful）および再保険（retakaful）の引受業務から得られる収入に対し、5%の軽減税率を適用。適用期間は2008年4月1日～2013年3月31日まで。承認より5年間、軽減税率が適用される。（詳細は「Budget Statement 2008」P60をご参照）

- (3) 債権市場（debt market）拡大のため、2008年12月31日に期限を迎える現行の優遇措置を5年間（2013年12月31日まで）延長。加えて、全ての投資家に対する免税措置として、10年以上の期間のある債券、手形、コマーシャル・ペーパーなどの債務証券（debt securities）、または一定の要件を満たすイスラム債券からの適格所得（Qualifying income）を免税とする。現行の制度では、適格非居住者（Qualifying non resident）、あ

るいは、適格個人(Qualifying individuals)が取り扱う※適格債務証券(Qualifying Debt Securities 以下 QDS)から得られる所得は免税、また会社、個人団体(bodies of persons)については、10%の軽減税率が適用されている。

(詳細は「Budget Statement 2008」P60、P61をご参照)

※適格債務証券(QDS)とは、基本的に、ABI(Approved Bond Intermediary)またはFSI企業(Financial Sector Incentive company)がその組成時に、中心的役割を果たした証券のこと。

- (4) ストラクチャード・デット・マーケット(Structured debt market)の発展のため、ASPVインセンティブ(Approved Special Purpose Vehicle Incentive)を延長する(2009年1月1日~2013年12月31日まで)。加えて、「ASPVが発行する債務証券(debt securities)は全てQDSとする必要がある。」という条件が解除された。

(詳細は「Budget Statement 2008」P61、P62をご参照)

- (5) プロジェクト・ファイナンス振興のため、2008年12月31日に期限を迎える現行の優遇税制の延長を図る(2009年12月31日~2011年11月31日まで)。加えて、海外においてインフラ資産を保有、シンガポールに上場するビジネス・トラストやファンドに対し、マネージメント・サービスを提供する企業の所得に10年間、10%の税率を適用する。

(詳細は「Budget Statement 2008」P62、P63をご参照)

- (6) 非シンガポール顧客(Non Singapore-based clients)を対象とする適格保険、再保険ブローカーに対し、ブローキング業務及びアドバイザー・サービスより得る手数料、コミッション収入に対し、軽減税率10%の優遇措置を実施する(2008年4月1日~2013年3月31日まで)。(詳細は「Budget Statement 2008」P63、P64をご参照)

- (7) 資産運用ビジネス拡大のため、適格であるとされた同族投資持株会社(qualifying family-owned investment holding companies)に対する非課税措置の新適用(2008年4月1日~2013年3月31日まで)。詳細はMASが2008年5月末までに発表予定。

(詳細は「Budget Statement 2008」P64をご参照)

3. 海運事業振興政策

- (1) 船舶売却益の非課税措置の延長(2014年賦課年度まで)。加えて、リース・バックの対象となる船舶の売却益、または、船舶を保有する特定目的会社(SPC)の株を売却した場合に発生した売却益も非課税とされる。

(詳細は「Budget Statement 2008」P66をご参照)

- (2) 所有する船舶がSRS(The Singapore Registry of Ship)に登録されているか、または、

※AISステータス (The Approved International Shipping Status) を適用されている船会社は、外為取引やリスク・マネージメントに係る取引で発生した所得を非課税とすることができる (賦課年度2009年より適用)。

(詳細は「Budget Statement 2008」P66をご参照)

※シンガポール政府が、国際的に活動する海運会社を誘致するために打ち出した政策。当該ステータスを適用された会社は、シンガポール国外で発生した所得については、10年間に亘り免税される。

- (3) An Approved Container Investment Enterprise (ACIE) のコンテナリースによる収入は軽減税率5%または10%が適用される。また、コンテナ投資運用会社 (An approved container investment manager) はその手数料収入に対して、軽減税率10%が2008年4月1日より適用される。(詳細は「Budget Statement 2008」P67をご参照)

4. 企業に対するその他の政策

- (1) 新設企業に対する優遇税制措置 (課税所得のうち最初のS\$100,000は免税、次のS\$200,000については50%免税) を享受できる企業の適用要件の変更。以前は、株主全てが個人株主でなければ本制度は適用されなかったものが、賦課年度2009年より以下の通り規定された (下線部が変更箇所)。①シンガポールで設立されていること、②シンガポールの課税対象者 (tax resident) であること、③20人以下の個人株主に直接または、間接的に株式が保有されており、全ての株主が個人であること、もしくは、「少なくとも1人の個人株主が発行済普通株式数の最低10%を持っていること」が規定された。

(詳細は「Budget Statement 2008」P55をご参照)

- (2) 従業員への報酬としてストックオプションを付与する場合、以前は全従業員数の最低50%以上に付与しなければならなかったが、本改定により最低25%までとなった (2008年2月16日より)。また、一定の要件を満たす新設企業の従業員のための減税措置として、当該企業からの株式割当、ストックオプションでの報酬によって得た利益は以後10年に亘り、S\$1,000万を上限として適格所得の75%が非課税となる。新設企業が認可を受ける場合には、①少なくとも1人の個人株主が最低10%の株式を保有している、②シンガポールで設立された会社で、当地で事業を行っている、③ストックオプション、株式割当を行なう時点での総資産の市場価値がS\$1億未満であること、が規定された。

(詳細は「Budget Statement 2008」P55、P56、P57をご参照)

- (3) 従来、産業用建築物資本控除 (industrial building allowance) として認可されていた建築物以外の什器備品、付帯設備 (fixtures, fittings and installations) は税務上の減価償却費 (Capital Allowance) として扱われず、損金算入が認められなかった。本予

算案では、これらの資産が3年間に亘り税務上の減価償却として償却可能となった（上限年間S\$150,000）。本制度は2008年2月16日～2013年2月15日まで適用される。

（詳細は「Budget Statement 2008」P57、P58をご参照）

- (4) 賦課年度2009年より、二重課税防止条約を締結していない国が源泉で、かつシンガポールで受け取った全ての収入（従前はサービス収入、ロイヤリティー、配当、給与所得、海外支店の利益についてのみ）に対し、税額控除が認められる。

（詳細は「Budget Statement 2008」P58をご参照）

- (5) 海外の有能な人材採用に要した費用の損金算入制度の延長。2013年9月30日まで。

（詳細は「Budget Statement 2008」P68をご参照）

5. シンガポールの国家歳出入について

2008年度の予算は、歳入 S\$398 億(2007年度見込み比 0.5%増)、歳出 S\$375 億(同 12.5%増)となっている。歳入については、2007年に比べ経済成長率が鈍化することから固めの数値が見込まれている。

2007年度の歳出入については、経済の高成長を受けて、当初予算で見込んでいた S\$324 億を大幅に上回る S\$397 億の歳入額となる見込み。これに伴い、基礎的財政収支も当初見込みの S\$6 億の赤字から S\$64 億の大幅な黒字となると見られている。今回、政府は好景気に伴う財政収支の好転を活かし、所得税減税等により 2008年度予算にて、国民生活のサポートを図った。

ゴー・チョクトン上級相は「2007年のシンガポール経済が 7.7%成長と極めて好調だったために税収が好転したもので、今回のような(2008年度予算のように大規模な所得税減税等を通じて国民の生活をサポートするような)施策が毎年とれるわけではない」と国民にコメントしている。

なお、2007年度の歳入が大幅に増加した要因の 1 つに、印紙税の増加があるが、これは、不動産価格上昇により不動産取引が増加したためである。

【シンガポール：歳出歳入推移】～2007年度は大幅な歳入増加になる見込み (S\$億)

	2006年度 結果	① 2007年度 当初予算	② 2007年度 見込み	③=②-① 2007年度 差異	④		⑤=③/② 2008年度 伸び率(%)
					2008年度 当初予算	構成比(%)	
歳入	312.9	323.6	396.5	72.9	398.4	100.0	0.5
法人税	84.7	84.0	90.0	6.0	91.9	23.1	2.1
個人所得税	47.1	51.6	55.6	4.0	59.4	14.9	6.8
政府機関収益	9.5	13.6	16.7	3.1	19.9	5.0	19.2
固定資産税	21.1	20.9	25.7	4.8	24.9	6.3	-3.1
関税・物品税	18.9	19.6	19.6	0.0	20.1	5.0	2.6
消費税(GST)	39.8	48.5	60.0	11.5	61.9	15.5	3.2
車両関連税	17.5	17.4	21.2	3.8	20.0	5.0	-5.7
賭博税	15.7	16.2	17.1	0.9	18.0	4.5	5.3
印紙税	20.2	14.9	38.0	23.1	24.0	6.0	-36.8
その他	38.4	36.9	52.6	15.7	58.3	14.6	10.8
歳出	299.0	330.0	333.0	3.0	374.5	100.0	12.5
一般歳出	239.2	258.8	262.2	3.4	290.0	77.4	10.6
開発歳出	59.8	71.2	70.9	-0.3	84.5	22.6	19.2
基礎的財政収支	13.9	-6.4	63.5	69.9	23.9	—	-62.4

(出所) シンガポール政府資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

《参考ホームページ》シンガポール財務省

http://www.singaporebudget.gov.sg/speech_toc/downloads/index.html

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村広明

E-mail: hiroaki.kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231793

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。